

1 制限行為能力者

1 制限行為能力者

- 「**行為能力**」とは、**一人で完全に有効な法律行為**をすることができる能力のことです。そして、一人で完全に有効な法律行為をするのが難しいため、この行為能力が制限される者のことを「**制限行為能力者**」といいます。民法では、①**未成年者**、②**成年被後見人**、③**被保佐人**、④**被補助人**の4種類を規定しています。
- 例えば、契約の内容を理解できない「幼い子供」や「重度の認知症患者」が、単独で契約を締結すると、これらの者は大きな不利益を受けてしまう可能性があります。そこで民法では、①**未成年者**、②**成年被後見人**、③**被保佐人**、④**被補助人**の4つの類型に分けて、それぞれの「**制限行為能力者**」を保護する制度を規定しています。
- そして、②**成年被後見人**、③**被保佐人**、④**被補助人**の3つの類型は、事理を弁識する能力（簡単にいうと判断能力）の程度によって分けられています。

重い
↑
判断能力の低下程度
↓
軽い

制限行為能力者 (守られる人)	対象	保護者 (守る人)	手続
①未成年者	18歳未満の者	親権者	なし
②成年被後見人	事理を弁識する能力を 欠く常況 にある者 例えば、重度の認知症で、自分の財産を管理したり処分する行為が全くできない	成年後見人	一定の者の 申立てにより 家庭裁判所の 審判で開始する
③被保佐人	事理を弁識する能力が 著しく不十分 な者 例えば、中軽度の認知症で、自分の財産を管理したり処分する行為に常に援助が必要	保佐人	
④被補助人	事理を弁識する能力が 不十分 な者 例えば、軽度の認知症で、自分の財産を管理したり処分する行為援助が必要な場合がある	補助人	

- 保護者**として、制限行為能力者を守る立場にある人のことを「成年後見人」「保佐人」「補助人」といい、守られる本人のことを「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」といいます。
- 成年被後見人、被保佐人、被補助人となるためには「**家庭裁判所の審判**」が必要です。なお、それぞれの保護者は**複数名**でもよく、**法人**でもよいです。

2 未成年者

- 未成年者とは、18歳未満の者をいいます。通常、未成年者の保護者は「親権者」ですが、親権者がいないときは「未成年後見人」が保護者となります。そして、親権者や未成年後見人のことを「**法定代理人**」といいます。
- 未成年者が法律行為を行うには、原則として「**法定代理人の同意**」が必要です。そして、「**法定代理人の同意**」は、原則として**父母が共同**で行います。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方で行うことができます。

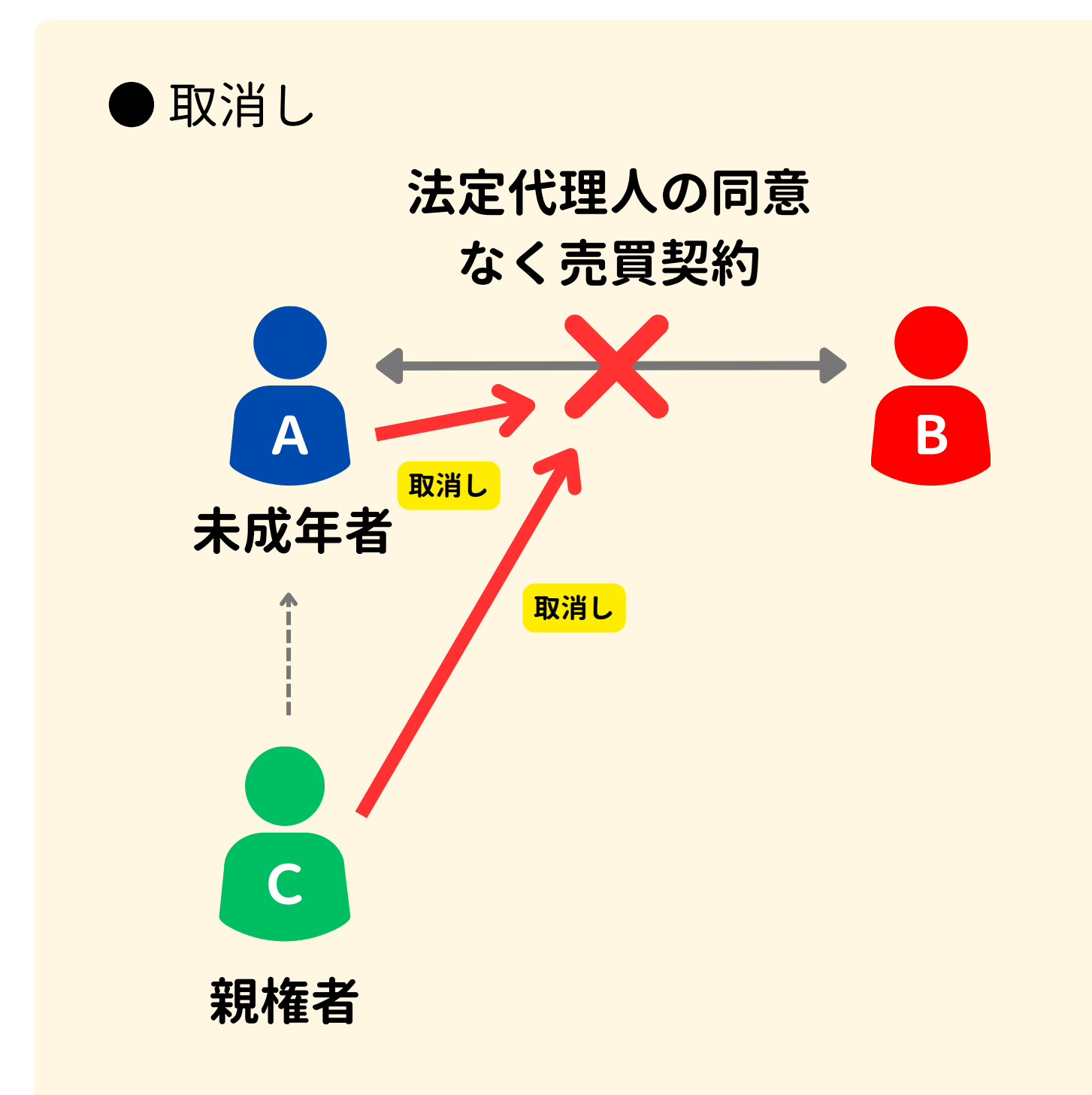
● 親権者の同意が不要な例

- 未成年者が法律行為を行うためには、原則として親権者の同意が必要ですが、以下の3つの法律行為は**未成年者が単独**で行うことができます。

未成年者が単独できる法律行為（法定代理人の同意が不要）
- 単に権利を得る行為（祖父から100万円の贈与を受ける） - 義務を免れる行為（借金を免除してもらう）
- 目的を定めて処分を許した財産の使用（ゲームを買うために貰った小遣いでゲームを買う） - 目的を定めないで処分を許した財産の使用（1万円の小遣いで好きな物を買う）
許可された営業に関する行為（親権者から許可されたラーメン屋の営業で麺を仕入れる）

● 親権者の同意を得ないで行った行為の取消し

- 親権者の同意を得ないで**未成年者が単独で行った法律行為は、親権者が**取り消す**ことができます（5条1項）。また、**未成年者本人も単独**で取り消すことができます。

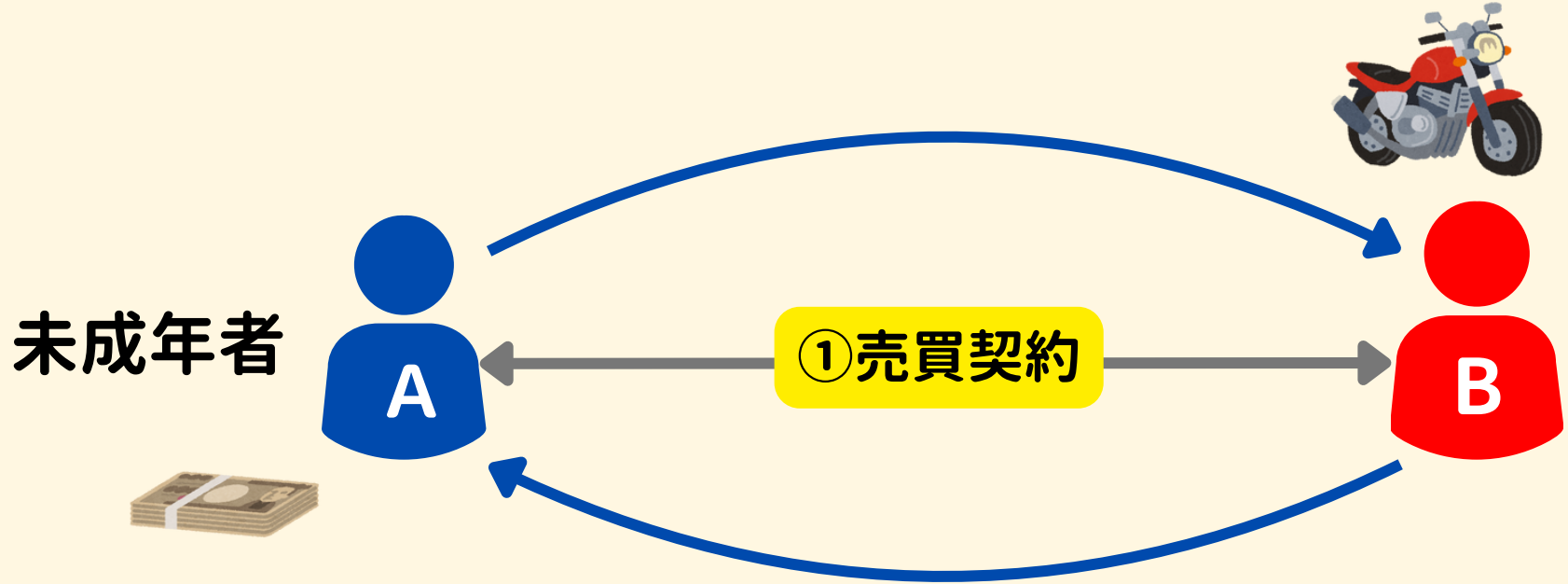


- 未成年者 A が親権者 C の同意を得ないで、B と売買契約を締結した場合、親権者 C は、この売買契約を**取り消すことができる**。
- また、未成年者 A 自身も単独で**売買契約を取り消すことができる**。

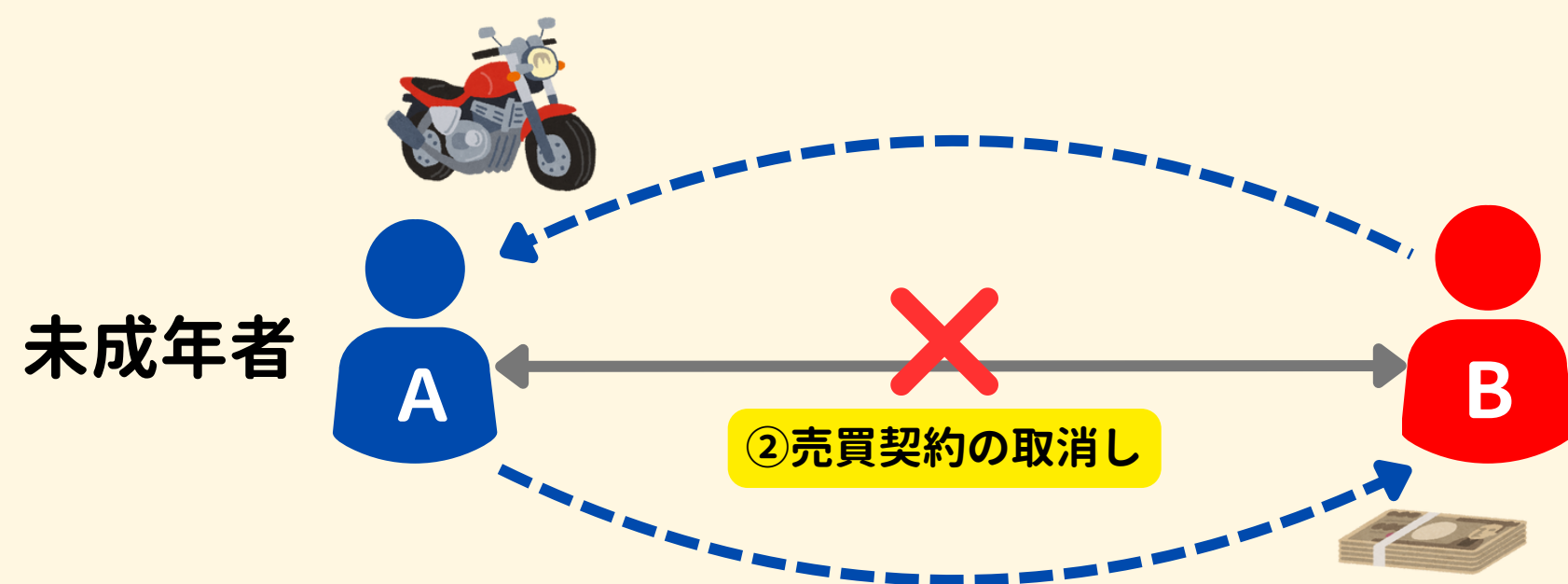
● 取消しの効果

- 親権者が未成年者の法律行為を取り消すと、その法律行為は**初めから無効**であったものとみなされます。その結果、未成年者とその相手方は、それぞれ受け取った金銭や物を互いに返還しなければなりません（**現状回復義務**）。

● 取消しによる現状回復義務



- 未成年者Aが、親権者の同意を得ないで、自分のバイクを10万円でBに売却する売買契約を締結した。



- その後、Aの親権者がAB間の売買契約を取り消した場合には、Aは受け取った金銭を、Bは受け取ったバイクを互いに返還する義務がある。

- もっとも、法律行為が取り消されて原状回復をする場合でも、未成年者は「**現に利益の存する程度（現存利益）**」で返還すればよく、手元に残ったものを返すだけでよいです。つまり、もし未成年者が売却で受け取った金銭を賭博（ギャンブル）で浪費した場合は、現存利益はなく受け取った金銭を返還しなくてよいということです。
- この**現存利益での返還義務**は、制限行為能力者を保護するための規定ですので、この後に学習する全ての制限行為能力者に共通しています。

3 成年被後見人

- 成年被後見人**とは、事理を弁識する能力（判断能力）を**欠く常況**にあるため、家庭裁判所により「**後見開始の審判**」を受けた者をいいます。成年被後見人は、**単独で法律行為を行うことができません**。
- 例えば、重度の認知症で判断能力が著しく低下した人は、契約の内容や結果を理解できないため、単独で契約を締結すれば、取り返しのつかない不利益を受ける可能性があります。そこで、家庭裁判所により選任された「**成年後見人**」が、成年被後見人の**法定代理人**として、契約の締結や財産管理などを行います。
- 成年被後見人は単独で法律行為を行うことができません**。したがって、成年被後見人が行った法律行為に対して、成年後見人が「同意」すること自体が想定されていません。つまり、成年後見人には**同意権はなく**、あくまで成年被後見人に代わって法律行為を行う必要があります。**※よって、試験の問題で「成年後見人の同意」と出てきたら×となります。**
- 成年被後見人が行った法律行為は、成年後見人が**取り消す**ことができます。また、**成年被後見人自身**も取り消すことができます。
- もっとも、成年被後見人の意志を尊重するため、**日用品の購入など日常生活に関する行為**について**だけ**は、成年後見人の同意なく**単独で**行うことができます。したがって、このような**日常生活に関する行為**について、成年後見人も取り消すことができません。

原則	- 成年被後見人は単独で法律行為を行うことができない。 - 成年被後見人が行った法律行為は、成年後見人が取り消すことができる。
例外	もっとも、日用品の購入など日常生活に関する行為についてだけは、成年後見人の同意なく単独で行うことができる。したがって、日常生活に関する行為について、成年後見人も取り消すことができない。

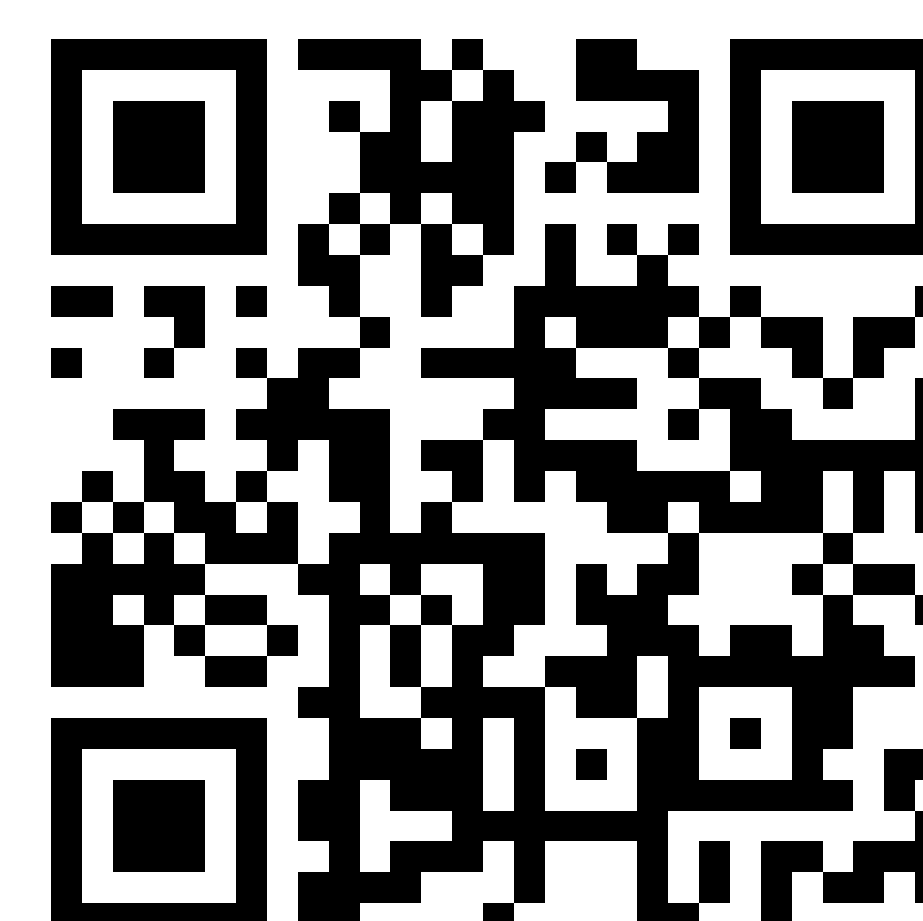
公務員のライトの「民法」講座



まずは「**無料**」の
体験講義を見る



講座の詳細はこちら▶



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。